

# 学校いじめ防止基本方針

平成29年度

島本町立第三小学校

### (いじめの定義)

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの子等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第2条〉

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは決して許されない」ということを児童（生徒）及び教職員が共通認識を持ち、さらに、保護者・地域他関係者と連携を図りながら、すべての児童（生徒）がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、組織的に取り組むこととする。

### (児童生徒の責務)

- ・ いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

### (学校及び教職員の責務)

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、以下に定める基本施策を踏まえ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止・年間計画の作成

- ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組推進
- イ わかる授業づくり
- ウ 規範意識の醸成
- エ 児童会活動の活性化、体験活動の充実

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
  - ・ 児童対象 生活アンケート 年3回（5月、10月、1月）
  - ・ 教育相談週間
  - ・ 個人懇談会、学級懇談会、学年懇談会 等
- イ いじめ相談体制
  - ・ 通報、相談窓口の設置
  - ・ スクールカウンセラーの活用
  - ・ 教育相談週間

- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ・児童への情報モラル教育
  - ・保護者啓発

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

#### <構成員>

校長、教頭、首席、生活指導担当、学年主任、  
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー

#### <活動>

- ・年間計画の作成に関すること
- ・いじめ防止等の取組検証、評価に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童への指導に関するこ  
と
- ・校内研修に関すること
- ・その他、いじめ防止等に関すること

#### <開催>

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ②いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った児童に対し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等において学習させる措置を講じる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### ③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、島本町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を、教育委員会に設置されている附属機関と協力して実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (3) その他の留意事項

### ①保護者・地域他関係者との連携等

ア 学校基本方針の策定に当たっては、保護者・地域他関係者からの参画を得る。

イ いじめの問題の重要性の認識を広め意識啓発を図るため、学校基本方針を学校HP

等で公開する。

②学校教育自己診断における取組検証

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(別添)

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

資料2 「児童生徒の問題行動への初期対応マニュアル」いじめの対応

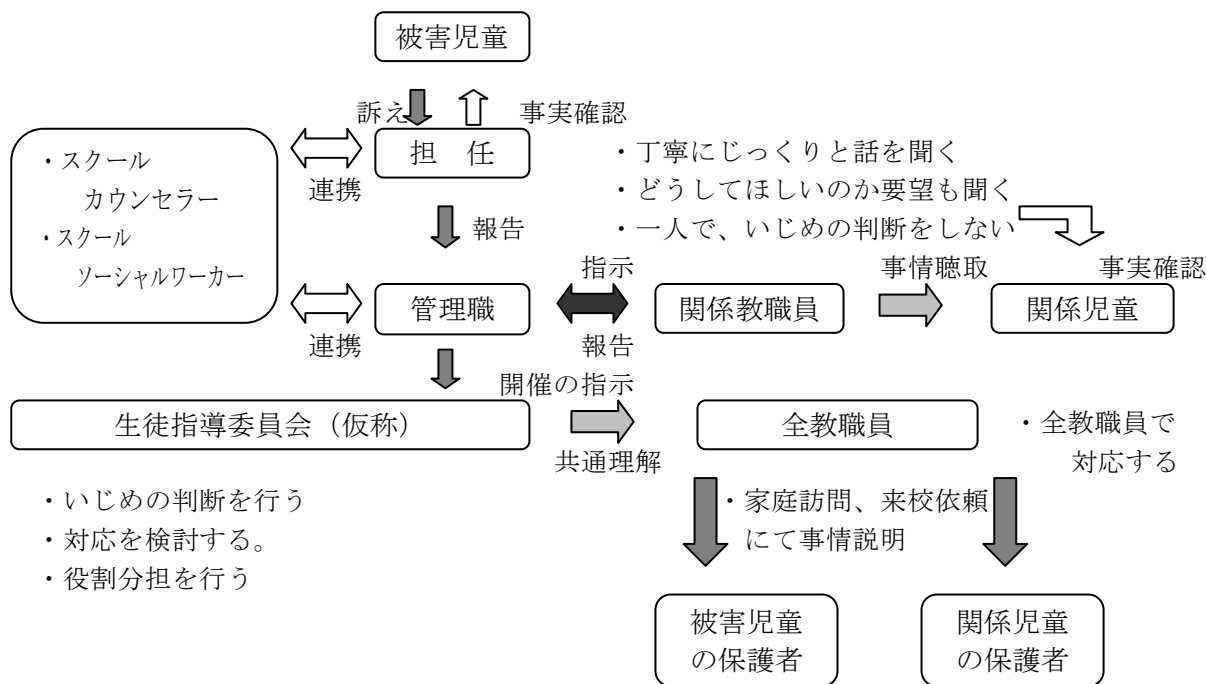
いじめ防止等に関する年間計画						
		学校	児童生徒	保護者	地域・その他	
4月	い じ め 防 止 対 策 委 員 会 ( 定 例 )	校内研修				
5月			いじめ防止週間 (児童会)	家庭訪問	学校協議会	
6月				生活アンケート		
7月			個人懇談 <u>学期末集計</u>			学校協議会
8月			校内研修			
9月						
10月				生活アンケート		学校協議会
11月				学校教育自己診断		学校公開
12月			個人懇談 <u>学期末集計</u>			
1月				いじめ防止週間 (児童会)		
2月				生活アンケート		学校協議会
2月			検証・総括			
3月		<u>年度末集計</u>				

資料2 「児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル」より

1. いじめ

〈具体的事例〉  
 担任をしている5年生児童が、同じクラスの4人の児童に無視され、悪口を言われていると訴えてきた。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】 \*大阪府教育委員会「いじめ対応プログラム I」(平成19年6月参照)

○いじめを訴えてきた児童への対応

- どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
- 結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待つ。
- 本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
- 担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。

○いじめたと訴えられた関係児童への対応

- いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- 事実を正確に把握する。
- それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら、全体像をつかむ。

○生徒指導委員会

- 事実関係から、いじめの事態について判断する。
- いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- 保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)